≪自然公園法≫

一般的な建築物(住居・店舗・事務所等)の新築・改築・増築について

(※宿舎型・集合型・分譲地型建築物については、別基準あり)

第1種特別地域	第2種特別	川地域	第3種特別地	域		青島地区 特	認地域	普通地域	
●次のいずれかに該当すること □既存工作物の改築 □既存工作物の建替え □災害復旧のための新築 (既存の規模を超えないこと) □学術研究その他公益上必要で あり、その場所以外では目的	 ●次の全てに該当すること ただし、左記 内に該当するものは、この限りではない。 □植生の復元が困難な地域で行われるものでないこと □主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと □山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと ≪数値基準≫ □建築物に係る土地の地形勾配が30%以下 						□ <u>高さ13m</u> 又は <u>延床面積1000㎡を</u> <u>超</u> える → 届出必要 □上記規模を超えない → 届出不要		
達成ができないと認められるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第2種特別地域	敷地面積 500㎡未満			い率 	容積率 20%以下	高さ		
		500m未漏 500㎡以J	L 2.1.	10%以下		20%以下	13m以下		
		1000㎡未		15%	以下	30%以下	13m以下		
		1000㎡以.	上 2000㎡以下	20%	以下	40%以下	13m以下		
	第3種	特別地域	2000㎡以下	20%以下		60%以下	13m以下		
	青島地区 特認地域		2000㎡以下	80%以下 (<u>※</u>)		300%以下 (<u>※</u>)	13m以下		
						※都市計	画法の基準	【お問合せ】	
	・公園事業・それ以外	美道路の路	外周線の後退距 肩から20m以上 ら 5 m以上 m以上	から20m以上 5 m以上		築物に係る敷 らかであるこ		MIYAZAKI CITY 宮崎市 都市整備部 景観課	
●右記に該当すること □屋	根及び壁面の1	色彩、形態	が周辺の風致景	鼰と著	しく不訂	周和でないこ	٤	tel: 0985-21-1817	